

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市教育委員会

教育長 深見和博

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育部の設置) 第3条 <省略> 2 教育部は、学びを通じた社会に貢献する人づくりを <u>推進する</u> 。 (課の設置) 第4条 教育部に <u>教育政策課及び学校教育課</u> を置く。 (教育政策課) 第5条 <u>教育政策課は、教育行政の企画及び総合調整並びに適正な学校施設管理のため、次の係を置く。</u> (1) <u>企画係</u> (2) <u>施設係</u> 2 <u>企画係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <u>教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。</u> (2) <u>教育委員会の所管に係る予算、決算、文書そ</u>	(教育部の設置) 第3条 <省略> 2 教育部は、学びを通じた社会に貢献する人づくりの <u>推進を使命とする</u> 。 (課の設置) 第4条 教育部に <u>学校教育課</u> を置く。 第5条 <u>削除</u>

の他事務の総括に関すること。

- (3) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (4) 公告式に関すること。
- (5) 表彰及び儀式に関すること。
- (6) 公印取扱いの統括に関すること。
- (7) 後援及び推薦に関すること。
- (8) 教育行政に関する相談に関すること。
- (9) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。
- (10) 私立高等学校等の補助に関すること。
- (11) 市立小中学校の設置、廃止及び変更並びに適正配置に関すること。
- (12) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (13) 小中一貫教育の推進に関すること。
- (14) 地域と学校の協働に関すること。
- (15) 教育部の所管に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (16) 教育部の庶務に関すること。
- (17) 教育政策課の庶務に関すること。

3 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 学校の用に供する財産の管理に関すること。
- (2) 学校施設の維持修繕に関すること。
- (3) 学校備品その他の整備に関すること。
- (4) 学校運営に係る予算の執行管理に関すること。
- (5) 学校施設に係る工事の設計、監督等に関すること。

(学校教育課)

第6条 学校教育課は、子どもたちの生き抜く力を育む義務教育の学習環境を整えるため、次の係を置く。

(学校教育課)

第6条 学校教育課は、市民と進める開かれた教育行政の企画及び総合調整並びに豊かな人間性と自ら学ぶ力のある子どもが育つ義務教育の学習環境を整えることを使命とし、この使命を達成するた

- (1) <省略>
- (2) <省略>
- (3) <省略>

め次の係を置く。

- (1) 企画係
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) 施設係
- (5) <省略>

2 企画係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会の委員に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会規則等の審査に関すること。
- (4) 公告式に関すること。
- (5) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (6) 表彰及び儀式に関すること。
- (7) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。
- (8) 事務局の組織及び事務の委任配分に関すること。
- (9) 文書取扱い及び文書管理の総括に関すること。
- (10) 公印取扱いの総括に関すること。
- (11) 私立高等学校の補助に関すること。
- (12) 催事等に係る後援及び推薦に関すること。
- (13) 愛日地方教育事務協議会に関すること。
- (14) 教育部の所管に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (15) 教育行政に関する相談に関すること。
- (16) 瀬戸市立小中学校の適正配置に関すること。
- (17) 他の所管に属しない事項に関すること。
- (18) 教育部の庶務に関すること。

2 指導係においては、おおむね次の事務を分掌す

3 指導係においては、おおむね次の事務を分掌す

る。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 教職員の研修、人材育成及び評価制度に関すること。

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) 愛日地方教育事務協議会に関すること。

(11) 教育サポートセンターに関すること。

3 学事係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 区域外就学及び学校選択制に関すること。

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) 教具その他の整備に関すること。

(11) 学校運営に係る予算（施設及び備品を除く。）の執行管理に関すること。

(12) <省略>

る。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 教職員の評価及び勤務評定に関すること。

(5) 教職員の資質向上に関すること。

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

4 学事係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 学校の設置、変更及び廃止に関すること。

(2) 通学区域の設定及び変更に関すること。

(3) <省略>

(4) 隣接学校選択制に関すること。

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

5 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 学校の用に供する財産の管理に関すること。

<p>4 学校給食係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p><u>(6) 学校給食費の収納に関すること。</u></p> <p><u>(7) <省略></u></p> <p>(職制)</p> <p>第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(2) <u>学校施設の維持修繕に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校備品、教具その他の設備の整備に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校運営に係る予算の執行管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学校施設に係る工事の設計、監督等に関すること。</u></p> <p>6 学校給食係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p><u>(6) <省略></u></p> <p>(職制)</p> <p>第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>部長</td> <td>上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	職務	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	<省略>	<省略>	<省略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>部長</td> <td>上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>部次長</u></td> <td><u>部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	職務	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	部	<u>部次長</u>	<u>部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。</u>	<省略>	<省略>	<省略>
組織	職名	職務																				
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。																				
<省略>	<省略>	<省略>																				
組織	職名	職務																				
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。																				
部	<u>部次長</u>	<u>部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。</u>																				
<省略>	<省略>	<省略>																				
<p>2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>参事</td> <td>上司の命を受け、特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>部次長</u></td> <td><u>部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	職務	部	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。	部	<u>部次長</u>	<u>部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。</u>	<省略>	<省略>	<省略>	<p>2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>参事</td> <td>上司の命を受け、特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	職務	部	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。	<省略>	<省略>	<省略>
組織	職名	職務																				
部	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。																				
部	<u>部次長</u>	<u>部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。</u>																				
<省略>	<省略>	<省略>																				
組織	職名	職務																				
部	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。																				
<省略>	<省略>	<省略>																				

3 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、課に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		3 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、課に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。	
職名	職務	職名	職務
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
技能主任、技能副主任、技能員及び技能員補	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。	技能員	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。
		調理員	上司の命を受け、給食調理業務に従事する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。